

特定周波数対策交付金交付要綱

制定	平成13年7月24日	総情放第61号
全部改正	平成16年3月29日	総情受第19号
一部改正	平成16年10月13日	総基基第139号
一部改正	平成20年6月12日	総情デ第16号
一部改正	平成21年4月15日	総情デ第41号
一部改正	平成23年2月23日	総情デ第13号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定周波数変更対策業務（第3条・第4条）
- 第3章 特定周波数終了対策業務（第5条・第6条）
- 第4章 交付等の手続（第7条—第29条）
- 第5章 雜則（第30条・第31条）
- 附 則

第1章 総則

（通則）

第1条 電波法（昭和25年法律第131号）第71条の3第9項又は同法第71条の3の2第11項において準用する第71条の3第9項の規定に基づく特定周波数対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、電波法第71条の3第1項の指定を受けた者（以下「指定周波数変更対策機関」という。）が行う特定周波数変更対策業務（同法第71条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は同法第71条の3の2第1項の登録を受けた者（以下「登録周波数終了対策機関」という。）が行う特定周波数終了対策業務（同法第71条の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の実施に要する経費の全部又は一部を交付することにより、電波の適正な利用の確保が図られることを目的とする。

第2章 特定周波数変更対策業務

（交付対象事業等）

第3条 この交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、特定周波数変更対策業務にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金を支給する業務
- (2) 前号に関する事項についての照会及び相談に応ずる業務
- (3) 第1号に関する事項についての啓発活動を行う業務
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、第1号に掲げる業務を実施する上で必要なもの（指定周波数変更対策機関が交付対象事業を行うための一般管理運営業務を含む。）

- 2 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）の額は、交付対象事業に必要な経費の総額（前項各号までに掲げる業務に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とし、補助率及び当該交付対象経費の費目は別表のとおりとする。
- 3 前項に規定する利子支払額については、情報通信政策局長が別に定める利率で1箇年ごとの複利により計算して得た額を限度とするものとし、当該限度を超える金利の資金を借り入れることはできない。
- 4 前2項に規定する利子支払額の計算の基礎とする期間は、指定周波数変更対策機関が交付対象経費の支払資金を借入れた日から国が当該経費を支払う日までの期間とするものとする。
- 5 第3項の場合において、利子率の異なる数種の資金が充てられた場合の利子支払額は、利子率の異なる資金ごとに前項の期間について計算して得た額の合計額とする。

（給付金支給の際付すべき条件）

第4条 指定周波数変更対策機関は、前条第1項第1号の給付金（以下この条において単に「給付金」という。）の支給をするときは、第10条、第11条及び第16条から第24条まで（第22条第1項ただし書きを除く。）の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- (1) 給付金の支給を受けた者が指定周波数変更対策機関からの給付金の支給によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ指定周波数変更対策機関の承認を受けなければならないこと（補助金等交付規則に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 給付金の支給を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を指定周波数変更対策機関に納付せることがあること。
- (3) 給付金の支給を受けた者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、給付金の支給の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- 2 指定周波数変更対策機関は、前項により付した条件に基づき承認をする場合には、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。
- 3 指定周波数変更対策機関は、第1項第2号により給付金の支給を受けた者から指定周波数変更対策機関に財産処分による納付があったときは、交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

第3章 特定周波数終了対策業務

（交付対象事業等）

第5条 交付対象事業は、特定周波数終了対策業務にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、当該免許人に通常生ずる費用として特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成13年総務省令第104号。以下「特定業務規則」という。）第27条で定めるものに充てるための給付金を支給する業務
- (2) 前号に関する事項についての照会及び相談に応ずる業務
- (3) 第1号に関する事項についての啓発活動を行う業務
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、第1号に掲げる業務を実施する上で必要なもの（登録周波数終了対策機関が交付対象事業を行うための一般管理運営業務を含む。）
- 2 交付対象経費の額は、交付対象事業に必要な経費の総額とし、補助率及び当該交付対象経費の費目は、別表のとおりとする。

（給付金支給の際付すべき条件）

第6条 登録周波数終了対策機関は、前条第1項第1号の給付金（以下この条において単に「給付金」という。）の支給をするときは、第10条、第11条及び第16条から第24条まで（第22条第1項ただし書を除く。）の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- (1) 納付金の支給を受けた者が登録周波数終了対策機関からの給付金の支給によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ登録周波数終了対策機関の承認を受けなければならないこと（補助金等交付規則に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - (2) 納付金の支給を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を登録周波数終了対策機関に納付せざることがあること。
 - (3) 納付金の支給を受けた者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、給付金の支給の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- 2 登録周波数終了対策機関は、前項により付した条件に基づき承認をする場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 3 登録周波数終了対策機関は、第1項第2号により給付金の支給を受けた者から登録周波数終了対策機関に財産処分による納付があったときは、交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

第4章 交付等の手続

（交付額）

第7条 大臣は、交付対象経費の額を予算の範囲内において指定周波数変更対策機関又は登録周波数終了対策機関（以下「対策機関」という。）に交付する。

（交付の申請）

第8条 対策機関は、この交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付金交付申請書に次の書類を添付して、大臣に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業計画書（交付対象事業に係るものに限る。）
 - (2) 当該事業年度の收支予算書（交付対象事業に係るものに限る。）
- 2 対策機関は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第9条 大臣は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付金交付決定通知書により対策機関に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により交付金に係る消費税仕入税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、交付金に係る消費税仕

入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 5 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。
(申請の取下げ)

第10条 対策機関は、前条第1項の通知を受けた場合において、交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に様式第3号による交付金交付申請取下げ届出書をもつて申し出なければならない。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付対象事業の経理等)

第11条 対策機関は、交付対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 対策機関は、前項の帳簿及び証拠書類を交付対象事業の完了（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(予備費)

第12条 登録周波数終了対策機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算書に予備費を設けることができる。

- 2 登録周波数終了対策機関は、特定周波数終了対策業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかに、その旨を大臣に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもつてするものとする。

(予算の流用等)

第13条 登録周波数終了対策機関は、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときには、支出予算についてその目的による区分にかかわらず、相互流用することができる。

- 2 登録周波数終了対策機関は、大臣が指定する経費の金額については、大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。
- 3 登録周波数終了対策機関は、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第14条 登録周波数終了対策機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、大臣の承認を受けなければならない。

- 2 登録周波数終了対策機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を大臣に提出しなければならない。
- 3 登録周波数終了対策機関は、第1項の規定により特定周波数終了対策業務特別勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の5月31日までに、繰越計算書を大臣に提出しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる項目を記載しなければならない。

(1) 繰越しに係る経費の予算現額

(2) 前号の経費の予算現額のうち支出決定済額

(3) 第1号の経費の予算現額のうち翌事業年度への繰越額

(4) 第1号の予算現額のうち不用額

(会計規程)

第15条 登録周波数終了対策機関は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならぬ。

2 登録周波数終了対策機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について総務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 登録周波数終了対策機関は、第1項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第16条 対策機関は、次の各号のいずれかに該当する計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、様式第4号による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書に掲げる交付対象事業の内容を変更するとき。ただし、交付対象事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、交付対象事業の目的の達成に支障を及ぼさないものについてはこの限りでない。

(2) 交付対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合を除く。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による交付金交付決定変更通知書により、対策機関に通知するものとする。

4 対策機関は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第17条 対策機関は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第18条 対策機関は、大臣の要求があったときは、交付対象事業の遂行状況及び収支の状況について様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 指定周波数変更対策機関は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

(年度内に完了しない場合)

第19条 対策機関は、交付対象事業が年度内に完了しない恐れが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第20条 対策機関は、交付対象事業が完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10

日のいずれか早い日までに、様式第10号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 対策機関は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において報告書の提出期限について、やむを得ない理由により当該提出期限までに提出が困難となった場合であって、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 4 対策機関は、第1項及び第2項の報告を行うに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第21条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第16条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第11号による交付金の額の確定通知書により対策機関に通知するものとする。

- 2 前項の交付すべき交付金の額は、交付対象事業における交付対象経費の実績額と交付決定額のいずれか少ない額とする。
- 3 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、次条第1項ただし書の規定により、既にその額を超える交付金が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の交付金の返還期限は、当該命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第22条 交付金は、前項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。なお、指定周波数変更対策業務に係る交付対象事業に限り国庫債務負担行為（財政法第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る交付金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算（概算）払いをすることができる。

- 2 対策機関は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第12号による交付金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定の取消し等)

第23条 大臣は、第16条第4項の規定により交付対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該交付対象事業に係る交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 大臣は、対策機関が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他電波法、特定業務規則、適正化法、適正化法施行令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 対策機関は、大臣が前2項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に交付金の支払を受けているときは、大臣の定める期限までに、当該交付金を返還しなければならない。
- 4 大臣は、前項の規定により交付金の返還を命ずる場合には、第1項に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の支払を受けた日から納付の日までの期間において、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。
- 5 第3項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第21条第4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第24条 対策機関は、交付対象事業完了後に、消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第13号による報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第21条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(契約等)

第25条 対策機関は、交付対象事業の一部を他の者に実施させる場合には、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 対策機関は、交付対象事業の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(財産の管理等)

第26条 対策機関は、交付金によって取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、対策機関が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第27条 対策機関は、取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助金等交付規則に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(財産の処分の承認の例外)

第28条 第4条第2項、第6条第2項及び前条第1項の規定による財産の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって対策機関が様式第14号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第29条 対策機関は、第4条第3項、第6条第3項及び第26条第2項（第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第15号による報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第21条第4項の規定は、前項の納付の規定について準用する。この場合において、「前項の交付金の返還期限」とあるのは「第29条第1項の財産の処分による収入の納付期限」と、「10.95パーセント」とあるのは「5パーセント」と読み替えるものとする。

第5章 雜則

(申請書等の提出部数)

第30条 この要綱に定める書類の提出部数は1部とする。

(その他必要な事項)

第31条 交付金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月29日から施行する。
- 2 対策機関の特定周波数変更対策業務の廃止に伴う本要綱第26条第2項、第27条第1項及び第29条の適用については、同規定中「対策機関」とあるのは、「特定周波数変更対策機関からの給付金の支給により取得した財産の所有者又は給付金の支給を受けた者」と読み替えるものとする。また、この場合において、様式第14号中の「対策機関の意見」については記載を要しないものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成20年6月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の要綱中のこれに相当する規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月23日総情デ第13号）

- 1 この要綱は、平成23年2月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の要綱中のこれに相当する規定によってなされたものとみなす。

別表（第3条及び第5条関係）

交付対象経費	補助率	費目	説明
第3条第1項に規定する交付対象事業に係る経費	定額	助成事業費	第3条第1項第1号の業務に係る経費
		事務費	第3条第1項第2号から第4号までに掲げる業務に係る経費及び同条同項第1号から第4号までに掲げる業務に係る経費に有利子の資金が当たられた場合の利子支払額
第5条第1項に規定する交付対象事業に係る経費	定額	給付金交付事業費	第5条第1項第1号の業務に係る経費
		法人管理費	第5条第1項第2号から第4号までに掲げる業務に係る経費

様式第1号（第8条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

名称

代表者氏名

印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付申請書

（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度特定周波数対策交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付対象事業の内容

2 交付対象経費の額及び交付金交付申請額

交付対象経費の額	円
交付金交付申請額	円

3 交付対象事業の経費の配分額

助成事業費※1	円
事務費※1	円
給付金交付事業費※2	円
法人管理費※2	円

※1 指定周波数変更対策機関の場合 ※2 登録周波数終了対策機関の場合

4 同上額の算出基礎

5 年割額

6 有利子資金の借入先別借入金額及び金利

5 交付対象事業の完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

注1 交付金の交付を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書（交付対象事業に係るものに限る。）を添付すること。

注2 記2について、消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

注3 「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次項番号を繰り下げる。

様式第2号（第9条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度特定周波数対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 交付対象事業の内容
- 2 交付金交付決定額
- 3 交付対象事業の経費の配分
- 〔 4 年割額 〕
- 4 特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号。以下「交付要綱」という。）第16条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、上記にかかわらず、交付金の額は別に通知するところによる。
- 5 交付対象事業の実施に当たっては、交付要綱に定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総務省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

注 年割額は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次項番号を繰り下げる。

様式第3号（第10条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付申請取下げ届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号で交付金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度特定周波数対策交付金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同交付金〇〇〇千円の交付申請（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理由

様式第4号（第16条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付対象事業計画変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業を下記のとおり変更したいので、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）第16条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付対象事業の計画の変更の内容

2 計画の変更を必要とする理由

3 交付対象経費の額及び交付金交付申請額

変更前の交付対象経費の額	円
変更前の交付金交付決定額	円
変更後の交付対象経費の額	円
変更後の交付金交付申請額	円

4 交付対象事業の経費の配分（変更前及び変更後のものを対比して記載のこと）

〔 5 年割額 〕

5 計画の変更後の交付対象事業の完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

6 計画の変更が交付対象事業に及ぼす影響

注1 記1について、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

注2 記3について、消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

注3 積算内訳を添付すること。

注4 年割額は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次項番号を繰り下げる。

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付決定変更通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度特定周波数対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第10条第4項において準用する第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 交付対象事業の内容
 - 2 交付金交付決定額
 - 3 交付対象事業の経費の配分
 - 4 年割額
- 4 交付対象事業の実施に当たっては、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）に定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総務省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

注 年割額は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次項番号を繰り下げる。

様式第6号（第16条第4項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付対象事業中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業を中止（廃止）したいので、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）第16条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付対象事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

交付金交付決定額	円
既支出額	円

3 事業の再開の見通し

（1）中止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

（2）完了予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 廃止予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注1 記2の経費の既支出額について、内訳を添付すること。

注2 記3は事業を中止する場合のみ記載すること。

注3 記4は事業を廃止する場合のみ記載すること。

様式第7号（第17条関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付対象事業事故報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業に係る事故について、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容及び原因
- 2 交付対象事業の現在の進捗状況
- 3 事故に係る金額
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付対象事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第18条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付対象事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業について、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します

記

- 1 交付対象事業の実績概要
- 2 交付対象経費の区分別の実績概要

様式第9号（第18条第2項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名

印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付対象事業に係る資金借入報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた
国庫債務負担行為に係る上記交付対象事業について、特定周波数対策交付金交付要綱
(平成16年3月29日総情受第19号)第18条第2項の規定により、下記のとおり報告します

記

- 1 借入先
- 2 借入金額
- 3 借入金利（変動、固定の別を含む。）
- 4 借入期間
- 5 その他の借入条件

様式第10号（第20条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

名称

代表者氏名

印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金交付対象事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業について、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）第20条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付対象事業の完了年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 交付対象事業の内容及び成果

事業実績報告書に記載のとおり

3 交付対象経費の実績額

4 交付対象経費の配分

費目	交付決定額	実績額	概算払額（累計）
助成事業費※1	円	円	円
事務費※1	円	円	円
給付金交付事業費※2	円	円	円
法人管理費※2	円	円	円

※1 指定周波数変更対策機関の場合 ※2 登録周波数終了対策機関の場合

5 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

6 有利子資金の返済計画

注1 事業実績報告書には、事業の内容、期間その他必要と認められる事項を記載すること。

注2 記3について、消費税仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

注3 添付書類としては事業の成果、交付対象経費の支出（未払いのものを含む。）に関する明細その他必要と認められる資料とする。

注4 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。

様式第11号（第21条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇 殿

総務大臣
○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金の額の確定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度特定周波数対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので、同条の規定に基づき通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている交付金については、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号。以下「交付要綱」という。）第21条第3項の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに返還を命じる。

記

1 交付金の確定額

2 交付対象経費の配分

交付対象経費	費目	交付確定額
交付要綱第3条第1項 第1号から第4号まで に掲げる業務に係る経 費※1	助成事業費※1	円
	事務費※1	円
交付要綱第5条第1項 第1号から第4号まで に掲げる業務に係る経 費※2	給付金交付事業費※2	円
	法人管理費※2	円

※1 指定周波数変更対策機関の場合 ※2 登録周波数終了対策機関の場合

〔 3 年割額 〕

3 返還額

注 年割額は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次項番号を繰り下げる。

様式第12号（第22条第2項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金精算（概算）払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって額の確定通知（交付決定通知）を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業について、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号）第22条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 精算（概算）払請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

2 請求金額の算出内訳

（国庫債務負担行為に係らない交付金の精算払いの場合）

費目	交付決定額	確定額①	概算払い受領額②	差し引き請求（返還）額 ①-②
助成事業費※1	円	円	円	円
事務費※1	円	円	円	円
助成事業費※2	円	円	円	円
事務費※2	円	円	円	円

※1 指定周波数変更対策機関の場合 ※2 登録周波数終了対策機関の場合

（国庫債務負担行為に係る交付金の精算払いの場合）

費目	交付確定額 ①	前回までの 累積受領額 ②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
助成事業費※1	円	円	円	円
事務費※1	円	円	円	円
助成事業費※2	円	円	円	円
事務費※2	円	円	円	円

※1 指定周波数変更対策機関の場合 ※2 登録周波数終了対策機関の場合

（概算払いの場合）

費目	交付決定額 ①	前回までの 概算払い受 領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
助成事業費※1	円	円	円	円

事務費※1	円	円	円	円
助成事業費※2				
事務費※2				

※1 指定周波数変更対策機関の場合 ※2 登録周波数終了対策機関の場合

注1 概算払いの場合は、上記事項のほか、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

注2 精算払いの場合における差引請求（返還）額が負の金額の場合には△印を付すこと。

様式第13号（第24条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名

印

平成〇〇年度特定周波数対策交付金に係る消費税の確定に伴う報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって額の確定通知を受けた（国庫債務負担行為に係る）上記交付対象事業について、特定周波数対策交付金交付要綱（平成16年3月29日総情受第19号。以下「交付要綱」という。）第24条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 交付金額（交付要綱第21条による額の確定額）
- 2 交付金の確定時における消費税仕入控除税額
- 3 消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税仕入控除税額
- 4 交付金返還相当額（3－2）

注 記2、3の額について、積算内訳を添付すること。

様式第14号（第28条関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名

印

特定周波数対策給付金に係る財産処分申請（届出）書

標記について、特定周波数対策給付金により取得した財産を処分したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（届出）します。

記

1 特定周波数対策工事の内容

2 給付金により取得した財産

3 当該財産を取得した日

4 当該財産の給付金目的外使用等の内容及び理由

5 特定周波数対策の目的への影響

6 対策機関の意見

様式第15号（第29条第1項関係）

記 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
名称
代表者氏名 印

財産処分による収入に係る報告書

標記について、財産処分による収入に係る納付があったので、下記のとおり報告します。

記

財産処分による収入に係る納付一覧

局所名	事業者名	納付額	承認年月日	残存価額算定期

合計金額

特定周波数対策交付金交付要綱について【補足事項】

1 財産処分について

(1) 財産処分に係る収入

交付要綱第26条第2項の収入には、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務（以下「特定周波数対策業務」という。）の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第20条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。

(2) 財産の処分の承認の例外

交付要綱第28条に定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

- ① 対策機関から給付金の支給を受けた者が当該給付金により取得した財産を処分する基準については、当該給付の本来の用途及び目的の遂行に支障がなく、かつ国民の利便の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
 - ア 放送事業者又は地方自治体若しくは共聴組合その他の団体（以下「放送事業者等」という。）に特定周波数変更対策機関からの給付金の支給により取得した財産（以下「変更対策財産」という。）を譲渡し、又は貸し付ける場合
 - イ 変更対策財産によりデジタル放送を行おうとする場合
 - ウ 放送事業者等に変更対策財産を譲渡し、又は貸し付け、当該放送事業者等が当該財産によりデジタル放送を行おうとする場合
- ② 対策機関が特定周波数対策業務により取得した財産を処分する基準については、特定周波数対策業務に支障がないことが認められる場合であって、対策機関に指定又は登録された者に譲渡し、又は貸し付ける場合
- ③ 電波法第71条の2第1項に規定される旧割当区分に割り当てることが可能である周波数の使用の期限（以下「周波数使用期限」という。）の到来前に当該周波数の使用を停止する場合であって、無線局の無線設備に係る変更対策財産の譲渡、取壊し及び廃棄（以下「取壊し等」という。）する場合
- ④ 周波数使用期限の到来前にケーブルテレビへの接続等によりデジタル放送を安定的に視聴できる環境となる場合であって、変更対策財産の一部又は全部が不用となつたときの取壊し等する場合
- ⑤ 周波数使用期限の到来により当該周波数の使用が停止した場合であって、変更対策財産を取壊し等する場合
- ⑥ ①から⑤までにかかわらず、災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物、建物以外の工作物若しくは設備の取り壊し等による財産処分である場合

2 納付金の取扱い

(1) 納付金の額

財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補

助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(2) 納付金の免除

(1)にかかわらず、次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

① 1 (2)①アに該当するもの

ただし、給付金の支給を受けた者が当該利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとする。

② 1 (2)①イに該当するもの

ただし、無線局にあっては電波法第71条の2第1項第1号に定める周波数の使用の期限までとする。

③ 1 (2)②及び⑥までに該当するもの